第四十八条第一項	不要財産以外の重要な財産	重要な財産
	第三十条第二項第五号	国立大学法人法第三十一条第二項第五号

（総合法律支援法の一部改正）

第二十九条　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「重要な財産」を「前号に規定する財産以外の重要な財産」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　不要財産（準用通則法第八条第三項に規定する不要財産をいう。以下この号において同じ。）又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第四十五条第三項中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に改める。

第四十八条の表以外の部分中「第八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「及び第六十三条」を「並びに第六十三条」に改め、「法務大臣」と、」の下に「「主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）」とあり、及び」を加え、同条の表第四十二条の項の次に次のように加える。

第四十六条の二第一項ただし書	中期計画	総合法律支援法第四十五条第三項に規定する中期計画（以下単に「中期計画」という。）
	第三十条第二項第四号の二	同法第四十一条第二項第六号
第四十六条の二第二項ただし書	第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号
第四十六条の三第一項	政府以外の者	地方公共団体
	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産
第四十六条の三第一項ただし書	第三十条第二項第四号の二	総合法律支援法第四十一条第二項第六号
第四十六条の三第三項及び第五項	民間等出資に係る不要財産	政府以外出資に係る不要財産

第四十八条の表第四十八条第一項の項を次のように改める。

第四十八条第一項ただし書	第三十条第二項第五号	総合法律支援法第四十一条第二項第七号

第四十九条第一号中「準用通則法」の下に「第四十六条の二第一項、第二項若しくは第三項ただし書、第四十六条の三第一項若しくは」を加える。

（総合法律支援法の一部改正に伴う経過措置）

第三十条　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の総合法律支援法第四十一条第一項の規定による認可を受けている中期計画については、前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　施行日前に日本司法支援センターが行った財産の譲渡であって、施行日において前条の規定による改正後の総合法律支援法第四十八条において準用する新法第四十六条の二第一項に規定する政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の譲渡に相当するものとして法務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第二項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなして、同項から同条第六項までの規定を適用する。この場合において、同条第二項中「納付することができる」とあるのは、「納付するものとする」とする。

（独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部改正）

第三十一条　独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「機構は」の下に「、通則法第四十六条の二第一項若しくは第二項の規定による国庫への納付又は通則法第四十六条の三第三項の規定による払戻しをする場合を除くほか」を加える。

第二十八条第一項第二号中「及び第四十四条並びに」を「、第四十四条、第四十六条の二（第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び」に、「第四号」を「同号」に改める。

第二十九条第一項第一号中「及び第四十四条第四項並びに」を「、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び」に、「前条第一項第四号」を「同号」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第三十二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第一項第一号ホ、第百十一条第七項第一号ヘ及び第百十四条第九項中「第十六条第四項」を「第十六条第三項」に改める。

（奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十三条　奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第十六条の改正規定を削り、同法附則第二項の改正規定中「、及び第三十四条」を「、第三十四条及び第六十一条の六第三項」に」を削る。

第二条を次のように改める。

第二条　削除

附則第一条第二号及び第三号を次のように改める。

二及び三　削除

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
総務大臣　原口　一博
法務大臣　千葉　景子
財務大臣　菅　**直人**
文部科学大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　長妻　昭
農林水産大臣　赤松　広隆
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司
国土交通大臣　前原　誠司